



様式第2号

令01原機(広)007
令和元年6月5日

添田 孝史 殿

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
理事長 児玉 敏雄

法人文書開示決定通知書



平成31年4月22日に請求のありました法人文書の開示について、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「情報公開法」という。）第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1. 開示する法人文書の名称等

- (1) 19核サ研 地震随伴事象の調査解析業務（津波）報告書
(2) 21核サ研 地震随伴事象の調査解析業務（津波）（その2）報告書

2. 不開示とした部分とその理由

- (1) 上記1.(1)及び(2)の文書に記載された原子力機構職員及び特定会社の担当者等の氏名
【理由】

当該情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であることから、情報公開法第5条第1号に該当する。

ただし、独立行政法人国立印刷局が発行している職員録（文書作成時）に氏名が掲載されている原子力機構職員については、同号ただし書イの「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するものとして開示とする。

- (2) 上記1.(1)及び(2)の文書に記載された特定会社の担当者等の電話番号

【理由】

当該情報は、公にすることにより、営業目的の電話など外部からの働きかけにより業務の遂行の妨げになり、また、特定会社の必要な連絡に支障をきたすなど、当該会社の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、情報公開法第5条第2号イに該当する。

- (3) 上記1.(1)の文書に記載された核物質防護に係る写真

【理由】

当該情報は、核物質防護秘密として厳格に管理を講ずべき情報であり、公にすることにより、防護区域等への侵入を意図する者にとって標的（ターゲット）への侵入計画の立案が容易となり、核燃料物質の不法移転（盗取）やテロ行為等を引き起こされるおそれが強まることによって、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため、情報公開法第5条第4号イ及びロに該当する。

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構に対して審査請求することができます。また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があつたことを知った日から6か月以内に、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構を被告として、同法第12条に定める裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、決定があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内（訴訟においては6か月以内）であつても、決定があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求又は処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3. 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法等（添付の説明事項をお読みください。）

開示請求書において希望された開示の実施の方法（写しの交付）により、開示の実施を受けられます。

なお、下表に記載した方法のうち開示請求書において希望された開示の実施方法と異なる方法等によることもできます。

法人文書の種類・数量等	開示の実施の方法	開示実施手数料基本額の算定基準	開示実施手数料（基本額 - 300 円）
A4判 紙 カラー 179枚 白黒 155枚 A3判 紙 カラー 22枚 白黒 7枚 計 363枚	閲覧	100枚までごとにつき100円	100円
	複写機によりカラー及び白黒で複写したものの交付	A3以下の用紙1枚につき カラー20円、白黒10円	5,340円
	複写機により白黒で複写したものの交付	A3以下の用紙1枚につき 白黒10円	3,330円
	スキャナにより電磁的記録としCD-Rに複写したものの交付（PDFファイル）	CD-R1枚につき100円 に文書1枚ごとにつき10円 を加えた額	3,430円
	スキャナにより電磁的記録としDVD-Rに複写したものの交付（PDFファイル）	DVD-R1枚につき120円 に文書1枚ごとにつき10円 を加えた額	3,450円

(2) 事務所における開示を実施することができる日時及び場所

日 時： 「法人文書の開示の実施方法等申出書」が提出された日から1週間が経過した日から30日以内で、9:00から17:30まで（昼休み及び土・日曜・祝日を除く。）

場 所： 本部インフォメーションコーナー

(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数及び郵送料（見込み額）

日 数： 「法人文書の開示の実施方法等申出書」が提出された日から1週間が経過した日までに発送予定

郵送料（見込み額）： CD-R又はDVD-Rに複写したものの交付の場合は、定形外郵便物（100g以内）140円、その他の交付の場合は、担当までお問い合わせください。

以上

<説明事項>

1. 「開示の実施の方法等」の選択について

- 開示の実施の方法等については、本通知書を受け取った日から30日以内に、同封した「法人文書の開示の実施方法等申出書」(以下「実施申出書」という。)に所要の開示実施手数料を納付して、情報公開窓口へ郵送又は直接提出してください。
- 開示の実施の方法は、本通知書3(1)「開示の実施の方法等」に記載されている方法から選択して、実施申出書にその旨を記載してください。
 - ・ 必要な部分のみの開示や部分ごとに異なる方法を選択することもできます。
 - [例] 冒頭の10頁のみ閲覧する
 - [例] 冒頭の10頁は写しの交付を受け、残りは閲覧する
 - ・ 一旦、閲覧をした後に必要な部分の写しの交付を受けることもできます。この場合は、最初に閲覧を受けた日から30日以内に、別途「法人文書の更なる開示の申出書」を提出していただく必要があります。
- 事務所(情報公開窓口)における開示の実施を選択される場合は、本通知書3(2)「事務所における開示を実施することができる日時、場所」に記載されている日時から、御希望の日時を選択して、実施申出書にその旨を記載してください。
 - ・ 申出のあった希望日時の中から実施可能日時を別途連絡します。
 - ・ 実施可能日時に変更がある場合は、担当まで御連絡ください。
 - ・ 開示を行う当日(情報公開窓口に来られる日)には、法人文書開示決定通知書を御持参ください。
- 複写したもの(写し)の送付を希望される場合は、実施申出書にその旨を記載してください。なお、この場合は、開示実施手数料の他に、郵送料(郵便切手)が必要になりますので、実施申出書とあわせて、情報公開窓口へ郵送又は直接提出してください。

2. 開示実施手数料の算定等について

(1) 開示実施手数料額の計算方法

- 開示実施手数料は、選択された開示の実施の方法に応じて、当機構で定めた算定方法にのっとり基本額(複数の実施の方法を選択した場合はそれぞれの合算額)を計算し、その額が300円までは無料、300円を超える場合は当該額から300円を差し引いた額となります。
 - [例] 閲覧150頁 : 基本額200円 → 開示実施手数料は無料
 - [例] 写しの交付150頁 : 基本額1,500円 → 開示実施手数料は1,200円
 - [例] 閲覧100頁、写しの交付10頁 : 基本額200円 → 開示実施手数料は無料
- 法人文書開示決定通知書には、実施の方法ごとの法人文書全体について開示の実施を受けた場合の開示実施手数料額を記載しております。
なお、必要な部分のみの開示や部分ごとに異なる方法等を選択する場合は、開示実施手数料が変動する所以ありますので、開示の実施方法の申出をする前に、あらかじめ本通知書に記載されている担当まで御連絡願います。

(2) 開示実施手数料の減免

- 生活保護を受けているなど経済的困難により開示実施手数料を納付する資力がないと認められる方については、開示請求1件につき2,000円を限度として、開示実施手数料の減額又は免除を受けることができます。
- 開示実施手数料の減額又は免除を受けたい方は、実施申出書とあわせて、「開示実施手数料の減額(免除)申請書」に当該事実を証明する書面を添付して提出してください。

(3) 開示実施手数料の納付

- 開示実施手数料の納付方法は、次のとおりとなります。
 - ①情報公開窓口に直接持参する場合

現金（釣銭不可）又は開示実施手数料相当額の郵便為替（記載不要）で納付してください。

②情報公開課に郵送する場合

実施申出書に開示実施手数料相当額の郵便為替（記載不要）を添えて郵送、もしくは現金書留にて郵送してください。

なお、納付に係る手数料は、開示請求者の負担となります。

3. 不開示部分に係る審査請求等について

本通知書の決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構に対して審査請求することができます。また、本通知書の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、この決定があったことを知った日から 6 か月以内に、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構を被告として、同法第 12 条に定める裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内（訴訟においては 6 か月以内）であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には審査請求又は処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

4. その他

- 情報公開に関する各種様式及び規定類については、原子力機構ホームページから閲覧又は入手することができます。
http://www.jaea.go.jp/about_JAEA/information_disclosure/
- 本件について、不明な点等がございましたら、本通知書に記載されている担当までお問い合わせください。